

28年度事業計画

I 基本方針

国の障害者施策では、障害種別ごとの施策で担われており、障害者基本法により障害者施策全体の基本的な方針を決めるという体系でした。

その後、平成15年の支援費制度の導入と平成18年の障害者自立支援法の実施、更には共生社会概念のもと必要な支援を効率的に提供するため、平成26年4月障害者総合支援法へと改正され事業所の指定を都道府県が行い、市町村が実施主体として事業所を指導し、予算面では国が2分の1を負担し、必要な予算が確保されることになりました。なお、利用者負担も応益負担から応能負担に変わっています。

総合支援法になって大きく変わった点では、障害支援区分の創設です。支援区分では、心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す指針としての定義も変え判定するという事に改められました。

また、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を求めため、本年4月から、障害者差別解消法が施行されます。このほか、障害者総合支援法施行3年後の見直しについて、社会保障審議会障害者部会報告書が示され、その内容が明らかになりました。①新たな地域生活の展開、②障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応、③質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備の3つの柱で10項目の論点で議論されています。その項目の中には日本の高齢化率の推移や障がいのある方の高齢化も進んでいるので介護保険との統合など新たな課題等も見据えつつ総合的に検討することが重要であると考えています。

更には、社会福祉法人の制度の改革により、事業運営・経営、社会福祉法人の社会において果たすべき役割等、従前にもましてその在り方などが大きく見直され、社会福祉法人経営の根幹にかかわる大きな制度改正が示されています。その内容は極めて高い公共性・透明性・倫理性が求められています。当法人も制度の研鑽、より迅速な情報収集を図り事業の推進をしていかなければなりません。

くすの木園では、一昨年に30周年を迎え、ハード面を一新しソフト面での充実を図るべく、平成27年8月より、くすの木園の将来の在り方を検討し、健全な施設運営を確保するための施策等を明確化することを目的として「くすの木園在り方検討委員会」を5名の支援員をもって組織し発足いたしました。28年度は、制度の改正施行の方向性を注視しながら課題等を整理・検証し、より当法人の安定化と経営向上に向け事業の展開に努めていきます。

これらの諸課題の検討は勿論ですが、障害者福祉関係法令等の見直しや利用者のニーズの変化に対応することや、健全な施設運営を確保するための施策等を明確化しなければなりません。

今後は、「くすの木園在り方検討委員会」を核として施設の安定化対策を目指すため時代のニーズに合った生活介護事業における、重度の利用者の対応や支援サービス事業の見直し並びに就労継続B型支援事業の体力低下に伴う支援のメニューの検討及び利用者及び保護者の高齢化対策等の調査研究をし、更なる利用者のサービス提供に努めるとともに施設

の安定化と施設の充実を図り信頼される施設づくりを目指すための検討を致します。

くすの木園在り方検討委員会では平成28年度から実施する事業として、利用者の支援サービスの提供を基本として取り上げ、送迎ルートの見直しが検討され、現状の大型バス2台で送迎しているところを、ワゴン車2台の計4台で運行しステーションとなるバス停をより細分化します。その結果、送迎時間の短縮化、バス停までの近距離化することで利用者さんへの身体の負担軽減、保護者さんの送迎等の短縮・軽減につながるとともに更なるきめ細かなサービスの提供ができるようになります。

今年の2月には地域の中で生活の場や活動の場及び自立の場であるグループホーム前に横断歩道の設置及び街灯の設置に向けての改善提案書を地元、用山区自治会長及び宗像市と共同で宗像警察署や宗像市に利用者の安全確保のための要望書を提出し、地域と共に実現に向け活動をしています。

また、昨年購入した隣接地の土地の活用方法については、健全な施設運営を確保するための新たな活動の場となるような施策を「在り方検討委員会」と共に有効な活用方法を検討していきます。

昨年築30年を経過した当法人の施設の改修、建替、増築工事は、24年度、25年度、26年度及び27年度の4年をかけほぼ完了し、更なる飛翔を目指すスタートの年と言えます。

これからの当法人としての重要課題としては、更なる施設運営の安定化を図るために利用者の確保が最も重要です。利用者確保の具体策としましては、①支援サービス事業の見直しによる利用者確保、②特定相談支援事業を通じての利用者確保、③各関係機関及び特別支援学校、保護者会等との情報交換に努めながらの利用者確保、④今年の4月より実施する送迎ルートの見直しによる利用者の確保、⑤全職員参加で練り上げたアピールポイントを地域社会や関係部署にPRするための冊子の作成などに「在り方検討委員会」と共同して取り組み、当法人の特色を生かしながら更には時代に合った良質なサービスの提供に心がけていきます。

その基本には、社会福祉事業に携わっている事業所・施設としての法人理念を明確に掲げ、まず職員の福祉専門職としての意識改革や業務に対する遂行能力の向上を図りながら内外の人材を活用した研修や講習会、講演会などにも積極的に参加し、幅の広い研修等に取り組み更なる職員の人材育成と資質の充実強化に努めます。

特に、今年は常勤嘱託職員1名(社会福祉士)を増員し利用者の特性に配慮した支援サービスの提供に努めます。

また、嘱託医、保健師、看護師による利用者への生活習慣病の予防・助言・指導及び作業療法士を活用した機能回復訓練等の効果も具体的な数値化もでき効果も表われており利用者の身体機能に対し更なるその効果を確実に向上させていきます。

以上のような基本方針や諸課題を踏まえ、平成28年度においては、①利用者支援計画に基づく目標達成に向けた取り組み、②時代に合った支援サービスの提供とサービス事業の検討、③就労及び地域社会に必要な知識や能力、コミュニケーション等の向上を図るための施設外実習や社会体験等の確保、④安定的な仕事の確保と工賃向上の確保、⑤利用者の確保の5つを目標に掲げ、利用者、事業者及び職員の視点から施設運営の安定化と健全

な経営を目指し以下の事業計画を進めます。

II 法人の運営

1、評議員会・理事会について

法人の諮問機関であります評議員会及び法人の最高意思決定機関である理事会を定款の定めに従い定期的に年2回（3月・5月）開催します。また、必要に応じて適宜開催します。

2、監事監査について

定款第11条に基づき、理事の業務の執行の状況及び法人の財産等の状況について、また、理事会・評議員会議事録及び事業計画の審査と併せ経理諸帳簿等の確認などの定期監査を実施し、その他必要と認めるときは随時監査を行い、その結果を評議員会・理事会等に報告します。

また、福祉法人に対する外部監査導入後適切な指導を受けていますが、これからも健全な施設運営のための監査機能の向上に努めます。

3、障害者総合支援法による事業サービスの充実について

障害者総合支援法による新たな支援事業の内容を早期に情報収集し確実に検証し、課題が生じた時は、その対応を迅速に行い、充実した施設運営に取り組みます。

また、今年度は障害者総合福祉法施行3年後の見直しに関する方向性も示される予定です。この総合支援法の見直しについて注視し、また検証し利用者にとっていま以上のより良い支援サービスに努めるための事業を展開していきます。

4、経営基盤の強化について

福祉サービス事業者としての倫理観の醸成、社会福祉法人としての法令の遵守、公益性、施設経営における効率性等について、経営基盤の強化を図るとともに、財務の健全化を図り、将来必要となる資金需要にも計画的に備えてまいります。

当法人の経営の基盤といえる障害支援区分の変更には、最善の情報収集と国の動向にも対処できる手段を講じます。また、くすくすホームの運営方法についても更なる情報等を収集し確実な収支を見極めます。

これからも健全な施設運営を図るため、事業の費用対効果面に配慮をしつつ利用者のサービスの低下をきたすことなく、時代のニーズに合った支援サービス事業の検討に着手し、効率的な予算執行を図ります。また、施設の改修等も昨年8月にほぼ完了し、新しい施設を前面に出しなから、特定相談支援事業や支援内容の検討などと併せ利用者の増加及び利用者の流出防止等に繋がるよう当法人の特徴ある施策に取り組みます。

Ⅲ 施設の運営

1、利用者の確保について

- ・ 施設利用定員 50名 平成28年4月1日現在(予定) 現員55名
- ・ グループホーム定員 9名 現員9名
- ・ 短期入所(ショートステイ)定員 1名

利用者の確保については、これからも当園の特徴を生かしながら支援サービス内容の見直しや、特定相談支援事業等を活用した利用者確保また、特別支援学校の訪問、関係機関や各種団体及び支援学校保護者に対して広報や交流を積極的に行い利用者の確保に努めます。

特に、グループホームでは保健師・看護師を配置し利用者への個別指導と支援による生活習慣病の予防対策と持病の悪化防止対策の強化に努めます。

2、組織体制の充実と職員の適正配置と職場の改善について

組織改革の実を挙げるため常に利用者本位の視点に立った福祉サービスが十分に提供できるよう、業務内容、業務量及び利用者の状況等を分析検討し職員の適材適所の配置に努めるとともに支援事業や事務事業の責任体制と将来の施設経営安定化対策に努めます。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)が施行されサービスを提供する職員については、国の人員配置基準を確実に遵守して、2事業(就労継続支援B型及び生活介護)の定数等の検討も視野に入れ更なる充実と強化に努めます。

特に、宗像市より指定を受けた特定相談支援事業も当施設の重要事業として更に強化するために、昨年3月より1名の非常勤職員を増員し2人体制となり障害を持った方々が福祉サービスの利用が多様に活用できるよう、また利用者の立場に立った支援事業に取り組み、利用者確保にもつなげていきます。

また、「くすの木園在り方検討委員会」等で当施設の将来構想を検討していく中で、職員の配置及び組織体制の確立をしていく所存です。

3、会議等について

施設の適正な運営と職員の資質の向上を図るため、次の会議を定例的に開催し、指示命令の徹底、情報の共有、意思の疎通を図ります。また、本年度は、各種事業の見直し等による課題が予想されますので適切な支援計画を策定し、諸問題の整理、研究、協議など、いままで以上に職員の意識改革を進め、福祉専門職としての能力が図られるような会議の開催等に努めます。

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 運営会議：毎月第4木曜日 | 理事長・管理者・幹部職員3名 |
| (2) 職員会議：毎月第1及び第3水曜日 | 管理者・職員 |
| (3) ミーティング：毎朝(午前8:30~9:00) | 管理者・職員 |
| (4) くすの木園勉強会 年3回実施 | 管理者・職員・保護者(適宜) |

(6月、11月、2月)

- (5) くすくすホーム運営会議：適宜 保護者代表・世話人（保健師・看護師）
・夜間支援員・管理者・職員2名
- (6) 給食運営会議：年2回 委託業者（担当・栄養士・調理員） 管理者・職員2名
- (7) くすの木園在り方検討委員会 ・職員5名、（毎週木曜日）

4、職員の資質の向上

障害者総合支援法の見直し、更には、社会福祉法人制度の改革が示されています。この変革期をチャンスととらえ質の高い福祉サービスの提供を図るため、職員一人一人が意識改革をし、利用者へのサービス提供の在り方に対し、ニーズに対するよりきめ細かな対応、質の高いサービスに対する姿勢や福祉専門職としての自己研鑽に努める必要があります。したがってサービス提供に対する企画、立案や自己啓発、外部研修、研究協議会、他施設との交流などへの参加を積極的に行なうとともに、福祉専門資格の取得にも積極的にチャレンジできるよう当法人としても支援をします。

また、今年度から「くすの木園在り方検討委員会」指導の下で、職員による勉強会は研修会での報告による研修及び外部講師や専門家を招へいし、全職員に対しこれからの施策将来像を考え組織としての研鑽と個人としての研鑽し資質の向上に取り組みます。

IV 利用者の支援及び特定相談支援事業

1、利用者支援の基本方針について

- (1) 利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います。
- (2) 園は、利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労の促進の場を目指し、生きがい追求の場として支援します。
- (3) 園は、地域のバックアップで設立された経緯を踏まえ、地域の福祉分野の中核となるよう努めます。
- (4) 重度、重複、高齢化が進む利用者の現状に対応できるよう環境整備を行います。
- (5) 支援員は、福祉専門職として、資質の向上に努め、利用者のニーズに合わせた事業の企画などを立案し的確なサービスを行います。

以上の基本方針の下に、くすの木園利用者、宗像市在住の他事業所利用者及び各支援学校卒業者を対象として依頼のあったサービス等利用計画書の作成を行っています。

特に、サービス利用計画書の作成については本館内に、相談室を常設し、あらゆる障害を持った利用者や家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。また、保護者さんの皆さんには、くすの木園の中のサービス、その他、福祉サービスに関することが何時でも相談できるよう体制を整えています。

- (6) 調理等の給食業務については、平成28年6月1日から給食専門業者に委託していますが、職員及び業者を構成員とする「くすの木園給食運営委員会」を設置し、

献立に関する事項及び運営上の諸問題について協議・検討し、提供してまいります。

1、 給食サービスの提供に関して次の事を重点に取り組みます。

- ・利用者の皆様に喜んでもらえる献立の工夫
- ・健康面に配慮し、適正な量での提供
- ・仲間とともに食べる喜びとともに食事のマナーの向上
- ・行事食など季節感を取り入れ、感受性を育てる工夫
- ・咀嚼力を高める支援

2、 給食運営員会を実施します。

3、 食品安全衛生管理に努めます。

2、 支援事業

テーマに沿ってより特徴ある事業を展開していきます。

(1) 就労継続支援B型事業

● ハートワーク班

☆ テーマ:【安全に心がけ、個々の個性を伸ばしながら安心できる生産活動を行う。さらに、日々の体調管理に努める。】

目 標

・生産活動を基本として、個々の能力、体力にあった作業技術、能力の向上、維持を図り、達成感、働く喜びを感じられるように支援します。

また、挨拶、言葉遣いの訓練を行い社会性の向上を目指します。

作業内容

①椎茸栽培②アルミ缶潰し③セラシート作業④公園清掃⑤除草作業⑥ミニ門松製作、⑦乾燥野菜作り（人参・ごぼう等のさがき）⑧無人店舗清掃作業⑨リサイクル作業

訓練・支援内容

- ①生産活動を通じ、個々の作業技術及び能力の向上を目指します。
- ②毎朝のミーティングを通して挨拶の訓練及び話を聞く訓練を行います。
- ③ラジオ体操を行う時間を設け、健康維持に努めます。
- ④年3回の園外での買い物実習を行い、自己で金銭を扱う機会を設けていきます。
- ⑤年に1～2回程度の買い物実習と併せ、購入した材料を使い、自主製品作業棟Cで調理訓練を行います。
- ⑥定期的な販売会に出向き、コミュニケーションの向上を図ります。
- ⑦園外作業での地域との交流を通じて挨拶能力及び社会性の向上を図ります。
- ⑧加工食品を試験的に製造し、園内販売や地域の売り出しにも出店します。

- ⑨自主製品作業棟をグループ毎に分かれ、毎日の清掃に取り組みます。また、掃除機、モップ等を用いて道具の使い方の訓練を行います。
- ⑩より丁寧に掃除に取り組めるように、写真等を用いて「掃除の手順書」を作成し訓練を行います。
- ⑪室内で出来る作業開拓のために、簡単な小物等の自主製品の制作を試験的に取り組んでいきます。

● フロンティア班

☆ テーマ：【健康維持に留意し、まじめに安心安全のパン作りを行う。】

目 標

- ・毎日、元気にパンつくりやリサイクル作業を行っていくために、健康維持に努めます。
- ・社会性を身につけることによって、自立を目指します。

作業内容

- ① パンや菓子の製造
- ② リサイクル作業（3週間に1週）
- ③ 必要に応じて園外実習等

訓練・支援内容

- ① 健康維持を図るために、毎日、体操や運動を実行します。
- ② 自立に向けて社会的なルールを身につけるため、余暇活動では公共機関を利用する活動を利用者と共に年3回企画します。
- ③ 定期的なパンの販売・配達を通して、社会性を学び、地域との交流を図ります。
- ④ 異物混入ゼロを目指し、利用者を中心に安全安心のパンを作ります。
- ⑤ 必要に応じて、園外実習に取り組み、就業・生活支援センターやハローワークとの連携を取り、就労支援を行います。
- ⑥ 就職後も定期的な職場訪問や園の行事等へ誘い、また必要に応じて連絡を取り定着支援を行っていきます。
- ⑦ 前年度より工賃5%アップを目指すために、個々の役割に責任を持ち、日々まじめに取り組めるように支援して行きます。

(2) 生活介護支援事業

● ドリーム班

☆ テーマ：【個々を生かした愛にあふれるスマイル支援】

目 標

- ① 健康で楽しい生活が維持できるような園生活に努めます。

- ② 生産活動・リハビリ訓練・創作活動のバランスを考えつつ、個性を大切に本人の生きがい、自立に繋がる体験をメニューに取り入れる工夫をします。
- ③ 授産活動に参加することで工賃を得る喜びを感じてもらい、作業を通して意欲・集中力・持続力を高めることに努めます。
- ④ 機能訓練を通して身体機能の維持に努めます。
- ⑤ 創作活動を通じて自分が楽しみ、仲間と過ごす楽しさを知り協力し合う力や連帯力を養うことに努めます。
- ⑥ 個々のニーズに合わせ自立訓練に努めます。
- ⑦ 個々の健康管理にも重点を置いたサービスに努めます。
- ⑧ 何人にも利用可能な支援・サービスに努めます。

作業内容

- ①菓子箱組み立て②箸入れ③ペーパーナプキン折り④歯科治療用ガーゼ折り⑤歯科カルテシールはがし⑥EM ボカシ作り⑦DM 入れ⑧健康玄米ニギニギ棒玄米入れ⑨セラシート作り⑩手芸品作り

訓練・支援内容

- ① 日常生活の支援とともに作業支援も行います。特に日常生活に関しては、家庭と連携し相談を受けながら助言、支援を充実させます。
- ② 機能訓練ではOTによる週一回のリハビリを充実させます。
- ③ 創作活動として、工作、音楽、運動活動をおこないます。
- ④ 余暇活動として、室内レクリエーション・DVD鑑賞・読み聞かせを適時に行います。
- ⑤ 毎朝のラジオ体操・わかめ体操・ストレッチ体操やウォーキングで健康維持に努めます。
- ⑥ 季節感を取り入れた行事や外出等を行います。(花見、七夕、紅葉狩り,節分)
- ⑦ 個別の自立訓練をリハビリ活動と連携しながらおこないます。(お金の学習、手先の訓練、家事練習、数の概念の学習、文字の学習・発声訓練等)
- ⑧ 個別の家庭学習にも家庭と協力して支援していきます。
- ⑨ 各々の健康管理のため、日常生活の支援(入浴・口腔衛生等)や血圧・体重測定を行います。

(3) 特定相談支援事業

☆ 障害者総合支援法により、障害福祉サービスを利用する全利用者が(知的・精神・身体・発達・難病等)サービス等利用計画書作成の対象となり、宗像市においても相談支援体制の強化が図られています。

くすの木園では、このような市の要請に呼応し平成25年の4月より宗像市特定相談支援事業を立ち上げました。更に平成27年3月より非常勤職員1名を追加し、

常勤1名・非常勤1名の計2名で業務を行っています。

現在、くすの木園利用者、宗像市、福津市在住で他事業所の利用者及び各支援学校からの依頼を受け計画相談支援及び基本相談支援事業を行っています。

くすの木園の本館内に相談室を設置し、すべてのサービス等利用計画書を適宜、的確に作成し利用者やご家族が「こうありたい・このような生活がしたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。

【 業務内容 】

計画相談支援

- ① サービス利用支援（サービス等利用計画書の作成）
- ② 継続サービス利用支援（モニタリングの実施）

基本相談支援

- ① 障害者本人や保護者からの相談対応に適宜・的確に支援できる体制の強化

3, 社会参加促進事業について

通所生活に潤いと変化をもたらすために、スポーツ・芸術文化活動・レクリエーション等を行うことにより、教養や情操を高めること及び、喜び、楽しさまた、健康維持と健康促進などを目的に種々の行事を行います。その主なものは次のとおりです。

- ・ 4月（遠足）・6月（4施設親善スポーツ大会・ナイスハート運動会）・9月（日帰り旅行）・12月（観劇会、餅つき大会）・1月（新春の集い・利用者、保護者、職員）
- ・ 月1回ヨーガ及びクラブ活動（ドライブ、カラオケ、水泳、太鼓、ウォーキング、調理、ストレッチ・ダンス・体操）

4, 緊急家庭支援システムについて（平日・休日預かり）

当園独自の取り組みとして、保護者が仕事や病気等により家庭において一時的に利用者の世話が出来ない状況にあるときは、他の福祉施策を利用するまでの間、次の条件で支援します。

- (1) 支援理由： 病気、出産、事故、災害、失踪、外出、転勤、付添い看護等
- (2) 支援員： 生活支援員等
- (3) 利用時間：（平日・17：00～20：00）（休日8：00～20：00）
- (4) 利用料 施設使用料1日300円
- (5) 支援料 1時間700円
- (6) 食事代 実費(500円程度)

5, 健康(危機)管理

施設やホームにおいて食中毒、感染症、医薬品、飲料水、その他何らかの原因により生じる利用者の健康被害の発生予防には、細心の注意を払うとともに、また、重大な健康被害が発生した場合には健康危機管理マニュアルに基づき各関係機関との連携を図り

ながら拡大防止、治療等に関する処置を迅速かつ適切に行ないます。

また、看護師 2 名を各日ごとに配置し健康維持対策と緊急事態に即応した AED の導入による取り扱い研修や消防署の救急救命講習会にも職員を積極的に参加させ緊急時の対処策を講じております。

特に、利用者の加齢による重度障害及び重複障害が進展していることから、主治医、嘱託医、家庭との連携を密にし、毎日の手洗い消毒・うがいの徹底や検温をはじめ適宜に検尿や血圧測定を実施し健康管理に努めます。

平成 26 年 1 月に増設したくすくすホームでは、保健師（1 名）・看護師（2 名）を配置し健康メディカルチェックを毎週（月・火・水・木）曜日に実施するとともに月 1 回の尿検査を実行し定期健康診断でも多かった生活習慣病の健康相談やカロリーコントロール食を導入し速やかに体質の改善に努めます。

なお、当園においては、次の検診を実施します。

- (1) 定期健康診断(9 月)
- (2) 嘱託医による内科検診・健康相談(毎月)
- (3) 宗像歯科医師会による歯科検診(10 月)
- (4) くすくすホームでの健康メディカルチェックと健康相談

6. 安全対策について

施設の運営上、利用者の安全対策は不可欠です。このため、日ごろから利用者の行動等には十分注意を払うとともに、施設設備及び器具、什器や危険箇所の安全点検を実施します。

また、年 2 回（11 月と 2 月・宗像地区消防本部職員による指導）の訓練と火災及び地震の防災講習及び自動車の始業点検や毎月 1 回の整備点検を実施しています。

特に宗像署と宗像市交通安全協会との不定期の交通安全教室を年に 1 回実施することになりました。

毎月第 1 金曜日には、車の洗車の実行及び安全運転の徹底と啓発並びに施設内の安全な管理運営に伴う、緊急連絡網の整備等安全対策上の必要な措置を講ずるとともに、利用者及び職員の危機管理意識と、運転手等には飲酒運転撲滅などを促し安全運転業務の徹底を図ります。

増員されたくすくすホームでは、夜間の地震・火災を想定した夜間訓練や消火器の取り扱いについて世話人や夜間支援員との連携が取れるよう避難訓練を実施します。

特に、平成 26 年 1 月に導入した最新式のスプリンクラー、自動火災通報装置及び自動火災報知器の 3 点セットで利用者の安全と安心が可能な居住環境の確保を担保することができました。

また、宗像市とは災害発生における福祉避難所の設置運営に関する協定を平成 24 年 12 月 28 日に取り交わし災害発生時の要援護者等の日常生活に支障がないよう寄与することにしていきます。

V グループホーム(くすくすホーム)の運営について

ホームの運営にあたっては、社会福祉法人宗像会運営規程、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(共同生活援助)事業所くすくすホーム運営規程、短期入所(ショートステイ)くすの木園運営規程、くすくすホーム世話人行動指針及びくすくすホーム夜間支援従事者の配置等を通じて利用者の安全や人権を遵守して援助事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

特に、平成27年4月からは、空き部屋1室を利用して保護者や利用者の立場に立ったショートステイを開始し保護者や利用者の緊急時の負担軽減を図っています。

また、当園くすくすホーム運営委員会において関係保護者の方も含め、よりよい環境のもとで利用者が満足した生活が出来るよう協議を重ね、意義ある会の運営に努めます。なお、利用者の自立の場、個人生活の場も考慮した支援計画を作成し支援をします。

VI 地域福祉の推進

施設設立の経緯を踏まえ、地域福祉の中核となるよう努め、その一環として次の事業を行います。

1、日中一時支援事業の受託について

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日より通所施設の短期入所事業は、日中一時支援事業(地域生活援助事業)として、市町村事業に再編されました。現在、宗像市及び福津市とあらかじめ委託契約を締結して、委託に基づき高等部の夏・冬休みを中心に利用者を受け入れています。

施設利用につきましては、実施要綱、委託契約等に留意して事業目的に沿って適正に運営をしていきます。

2、実習生、見学者の受け入れについて

将来の福祉の担い手を育成する使命もあり毎年各大学校や福祉従事者養成機関、市外からの普通学校、特別支援学校関係者、宗寿園ケアスクール、市内中学校等の職場体験や宗像市ボランティアセンター研修などの実習生や見学者を受け入れています。今年度も研修の実施機関として、また、福祉に関する啓発施設としての使命を果たしたいと考えています。

3、ボランティアとの交流について

生活自立支援・作業自立支援や行事など、余暇活動を安心して実施するうえで、ボランティアの皆さんの果たす役割は大きいものです。特に長年にわたって関わりのあるボランティアの会(アロー)の皆さんとの交流を、より一層深めていきます。

また、多方面からのボランティアの受け入れも積極的に呼び掛けるとともに、宗像市ボランティアセンターとの連携を大切に地域との交流も積極的に図ります。

4、地域との交流について

- (1) 地域に信頼され、開かれた施設として、また、地域福祉に貢献する施設として

その役割を果たすことは施設の使命です。このため行事等の機会を通し生産製品の販売、購入の協力をします。

- (2) 施設行事（餅つき大会等）への案内をします。
- (3) クリーンアップ宗像運動への参加をします。
- (4) 地域の清掃活動の実施に協力します。

VII 保護者との連携

- 1、目的：園に対する円滑な運営に資するため、助言及び援助をします。
- 2、事業：総会・研修会・餅つき(家族参加)・新春の集いへの協力をします。

H28年度 くすの木園 リハビリ計画書

今年度の目標

- ① 声を出して数を数える {リハビリ体操時}
- ② うめGについては足踏み訓練を継続し、くりG・かきGについては姿勢チェックの為、歩行訓練に取り組む。
- ③ 文字の学習を導入

日々のリハビリ訓練

- ① 挨拶当番
- ② 3拍子のリズムの訓練 (楽器を使用して行う)
- ③ ジャンケン (手指の運動をかねながら、ジャンケンの勝敗の学習)
- ④ リハビリ体操 (上下肢の運動)
- ⑤ バランス訓練
- ⑥ 棒体操
- ⑦ 歩行訓練
- ⑧ レクリエーション
- ⑨ あいさつ当番
- ⑩ 掃除 (掃除機の使い方の指導)

実施日

毎週火曜日 10時～

10:30 くりグループ

11 : 30

13 : 00 かきグループ

14 : 00 うめグループ

15 : 00 ミーティング

年間スケジュール

- 1月・・・パターゴルフ大会
- 2月・・・ハンドボール、機敏性訓練
- 3月・・・お楽しみ会
- 4月・・・体力測定、機敏性訓練
- 5月・・・風船バレー大会
- 6月・・・機敏性訓練、オセロ
- 7月・・・ボーリング大会
- 8月・・・機敏性訓練、ストラックアウト
- 9月・・・体力測定
- 10月・・・機敏性訓練、ハンドボール
- 11月・・・卓球バレー大会
- 12月・・・機敏性訓練、サッカー

月間計画

- 第1週・・・数の学習、数の大小の学習
- 第2週・・・機敏性訓練、バランス訓練、10メートルのボール投げ
- 第3週・・・行事
- 第4週・・・文字の学習

平成 28 年度

事業計画書

社会福祉法人宗像会

平成 28 年度

事業計画書 (案)

社会福祉法人宗像会

